

浜州市新型コロナウイルス感染症対策資金融資信用保証料補助金の創設

新型コロナウイルス感染症対策資金 に係る信用保証料を補助します。

浜州市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の資金繰り等を支援するため、鳥取県中小企業制度融資「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策資金」を利用した事業者へ、鳥取県信用保証協会の信用保証料の一部を補助する制度を創設しました。

1. 補助対象者

浜州市内の中小事業者で、鳥取県中小企業制度融資のうち、
「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資を受けた方

2. 補助額

信用保証料の全額（5割で支払う場合によっては割増の4割）
ただし、1事業者が同一信用保証中に受けられる補助金の上限は 10万円

3. 申請期間

融資融資を受けた後3ヶ月以内

4. 必要書類

- (1) 浜州市新型コロナウイルス感染症対策資金融資信用保証料補助金交付申請書様式書
- (2) 鳥取県信用保証協会信用保証書の写し
- (3) 信用保証料納入証明書の写し

5. 申請窓口

浜州市商工労働課（浜州市役所5階4号）
TEL. 0854-25-6601

お気軽にお問い合わせください

→

※令和3年4月1日より受付開始します。

※鳥取県中小企業制度融資「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資については、
県民会館をご覧ください。